

議員提出議案第 2 号

決算予算特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市議会
議長 寺田 文彦 様

提出者 議会運営委員会
委員長 高 橋 典 久

令和 年 月 日原案 決

決算予算特別委員会設置に関する決議

次のとおり、決算予算特別委員会を設置する。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 決算予算特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び守谷市議会委員会条例第6条 |
| 3 | 付議事件 | 委員会に付議する事件は次の事項とする。
(1) 各会計の当初予算審査及び決算審査
(2) 市長等が執行した事業の成果についての調査研究及び評価 |
| 4 | 委員の定数 | 19人 |
| 5 | 調査期間 | 設置の日から令和10年2月29日まで |

提案理由（議員提出議案第２号）

提案の理由を申し上げます。

守谷市議会では、予算と決算を連動的にとらえ、決算審査に当たっては執行した事業の成果を検証するとともに、審査の結果を予算編成に反映させるために「決算予算特別委員会」を設置し、審査機能と監視機能を向上してきました。

今後も、予算及び決算の審査に当たり、審査機能と監視機能を発揮するため、「決算予算特別委員会」を設置するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。